

令和5年度 保険研修会資料

資料提供

福岡労働局 労災補償課

九州厚生局 指導監査課

福岡県 保健医療介護部 医療保険課

全国健康保険協会 福岡支部

福岡県国民健康保険団体連合会

福岡県警察本部

福岡自賠償調査事務所

令和5年度保険研修会 動画視聴方法について

- ①公益社団法人福岡県柔道整復師会ホームページ内の「会員専用ページ」にログインする。



ログイン ID kouekifukusei
パスワード 0925228666

- ②会員専用ページ内にある「お知らせ」内の「令和5年度保険研修会動画配信について」リンクをクリックする。



- ③リンク先の福整 YouTube チャンネル（限定公開）において、令和5年度保険研修会動画が視聴可能です。



令和5年度保険研修会 次第

1. 会 長 挨 拶

1. 団 体 指 導

「労働者災害補償保険請求時における注意点」・・・・・・・・・・1～4

厚生労働省 福岡労働局 労働基準部 労災補償課
労災医療監査官 藤吉 和子

「受領委任の取扱いと指導監査について」・・・・・・・・・・5～23

厚生労働省 九州厚生局 指導監査課
医療指導監視監査官 根比 次男

「柔道整復施術療養費について」・・・・・・・・・・24～28

福岡県保健医療介護部 医療保険課
保険指導係 主任主事 樋野 和人

「公的審査会の現状について」・・・・・・・・・・29～32

全国健康保険協会福岡支部
業務グループ主任 鈴木 規弘

「柔道整復施術療養費審査支払業務について」・・・・・・・・・・33～38

福岡県国民健康保険団体連合会 審査管理部 審査管理課
主査 日高 康晶

「最近における自動車保険金詐欺事件の現状について」・・39～40

福岡県警察本部 交通部 交通捜査課 特別捜査第一係
警察庁指定広域技能指導官 警部補 平井 祐司

「自賠責保険の概要について」・・・・・・・・・・41～49

損害保険料率算出機構 福岡第一自賠責損害調査事務所
所長 水谷 嘉男
九州本部長付 調査役 西村 利玄

『労働者災害補償保険請求時における注意点』

＜請求書表面について＞

1. 『柔道整復師の証明』『傷病の経過の概要』の欄について
= 傷病ごとに出来るだけ詳しく記載する。
(経過順調・経過良好だけでは記載内容の不備となります)
2. 『上記により療養補償給付たる療養の費用を請求します』の欄について
『請求人の』の部分については患者の住所、氏名を記載する。
(施術者(柔整師)の住所、氏名を記載しないこと)

＜請求書裏面について＞

1. 『療養の内訳及び金額』『休業(補償)給付証明料の証明期間』の欄について
『休業(補償)給付証明料』は事業所に提出する『休業(補償)給付請求書』にて休業証明を行った場合にのみ算定出来ます。(労災請求をしたから算定できるものではない)
又、証明期間欄に必ず『〇/〇～〇/〇』までという証明期間を記載すること。
2. 『指導管理料』『運動療法料』『包帯交換』について
指導管理料と運動療法料は1週間に1回程度、1ヶ月に5回が限度。後療時に算定できます。
包帯交換の回数、
初回包帯交換時に1回
初検日から起算して1週間以内で1回
初検日から起算して1週間目から2週間以内で1回
初検日から起算して2週間目から3週間以内で1回
初検日から起算して3週間目から4週間以内で1回
初検日から起算して4週間を超えて1回
最高6回まで算定可
3. 『委任状』の欄について
委任者とは患者になりますので、この欄には患者の住所・氏名等を記載すること。
(施術者(柔整師)の住所、氏名を記載しないこと)

＜その他注意事項＞

- ①骨折の請求時について
裏面その他の欄に同意日と同意先病院名(医師名)を必ず記載して下さい。
拘縮後療の場合は、傷病名欄に『〇〇骨折拘縮後療』と記載し、裏面の『その他』欄に、同意先と拘縮2関節名を毎回記載して下さい。
- ②転帰の記載について
転帰が一つでない場合の記載は傷病ごとの転帰が分かるように記載して下さい。
- ③数ヶ月分まとめての請求や数ヶ月遅れての請求について
労災は原則的に毎月請求となっているため、遅延理由を『その他』の欄に記載するか、別紙に理由を記載して添付して下さい。遅延理由はなるべく詳しく記載して下さい。
例：健康保険で請求をしていたが後から労災該当と判明したため、提出が遅れた。

④離職後の請求について

初回を除いて証明欄の記載は必要ありませんが、事業主の証明欄に患者本人が**事業の名称・所在地**を記入するとともに『〇〇年〇月〇日付で離職』と離職した旨を記載して下さい。

<請求書の日付について>

日付の記入欄は、請求書の表面と裏面合わせて**4ヶ所**。

表面 = 3ヶ所(事業主の証明日・施術者の証明日・請求人の請求日) 裏面 = 1ヶ所(委任状の委任日)

※日付の時系列として、早い(古い日付)順に

①表：事業主の証明日 < ②表：柔整師の証明日 ≤ ③表：患者の請求日 = ④裏：委任日

古い日付←

※日付について不明な場合は労災担当までお尋ね下さい。

→新しい日付

<用紙について>

1. 旧様式の請求用紙はなるべく使用しないで下さい。新しい様式は労働局・労働基準監督署から取り寄せるか、厚生労働省のホームページよりダウンロードして入手下さい。

ダウンロードする際は以下の点に注意願います。

①印刷したOCR帳票を**コピーして使用しないで下さい**。

※コピーによる印刷ズレにより機械で正しく読み取れない原因となります。

②必ず「**両面印刷**」を行って下さい。(片面印刷の場合は患者割り印が必要となります)

③印刷後、OCR帳票の印刷状況に欠け、滲み、途切れ等の問題がないことを確認して下さい。

2. 労災の用紙はOCRで読み取りますので、**クリップで留めて提出して下さい**。

※汚したり、ホッチキスで綴じたり、強く折り曲げたり、糊づけしないで下さい。

表面 OCR 記入枠の正しい訂正のしかた

「一文字」の場合は、訂正したい数字枠からはみ出すように縦線を書き、**その上に正しい数字を記入します**。

					0		
千万	百万	十万	万	千	百	十	円
			1	0	5	0	0

「複数文字」の場合は、訂正箇所の数字列の両端の数字枠からはみ出すように縦線を書き、**その間に横線を渡し、その上に正しい数字を記入します**。

				5	3	4	
千万	百万	十万	万	千	百	十	円
			3	2	4	5	0

※いずれも訂正印は押さないで下さい

※OCR 記入枠以外の訂正は訂正箇所を二重線で抹消してください。

裏 労災(業務災害)の記載例と注意事項

直接所属している事業場が表面の事業場と異なる場合に記入します。
(一括適用の取扱いを受けている支店、工場、工事現場等)

・初検料
記載もれ注意!
初検年月日は、2回目以降でも必ず記入下さい。

・再検料
初検月から翌々月まで、最大で5回算定できます。
初検月1回
翌月2回
翌々月2回

・休業補償給付証明料
休業証明期間の記載もれ注意!
労働災害が原因で休業し、休業証明書を作成した場合のみ証明書を算定できます。
(労災請求をしたから算定できるものではない)。
「休業補償請求書」を発行した場合、証明書1通につき2000円算定できます。
休業を証明した証明書発行枚数分を記入します。
また、右の証明期間欄は、休業を証明した期間を記入します。

労働者の (二)所属事業場の 名称・所在地	(ホ) 負傷又は発症の時刻 午 9時20分頃	(ヘ) 災害発生 の事実を 確認した者の 氏名	職名 フォークリフト運転手 氏名 岩根 三郎
(ト) 災害の原因及び発生状況 11月1日午前9時20分頃、福岡市中央区天神1丁目の工事現場で、2トン積みフォークリフトに長さ3mのラワン板材(重量約1.5トン)を積み、道路上のトラックに積み込むため、フォークリフトと並行して歩いていたところ、途中約4度の下り勾配のため積み荷が落ち、右足に当たって負傷			

・現任者
災害を目撃、確認または報告を受けた第三者の職名と氏名を記入します。

・災害原因及び発生状況
いつ、どこで、どのような環境または状態で、どんな作業をして、どの部分を負傷したのか(どのようにして災害が発生したのか)を具体的に記入します。
2回目以降は、「前回療養補償請求に記載済」と書いてこの欄の記入を省略できます。

初検料	初検年月日	平成 5年11月2日	時間外・深夜・休日加算	円	2545
再検料	1回	490	指導管理料	5回	3400
運送療法料	3回	1140	施術情報提供料		1140
休業(補償)給付証明料	1回	2000	証明期間	11/2~11/30	2000
往診料	診療(片道) km	回 1回	夜間・難路・暴風雨雪加算		
整復料	傷病名及び部位	金額	特別材料料		
イ	右膝関節捻挫	910	1020	1930	
ロ	右大腿部打撲(上部)	910	1020	1930	
イ	右膝関節捻挫	13	7995	5	2050
ロ	右大腿部打撲(上部)	13	7995	5	2050
イ	14回	14		15400	
イ	3回	3		6000	
イ	11回	11		2090	
初検時相談支援料					150
合 計					51765

・包帯交換料
包帯を交換した場合、最大6回まで算定できます。

初回包帯交換時	1回
初検日から1週間以内	1回
初検日から起算して1~2週間以内	1回
初検日から起算して2~3週間以内	1回
初検日から起算して3~4週間以内	1回
初検日から起算して4週間を越えての包帯交換時	1回

・「その他」の欄に記入する事項
●初検時相談支援料 150円
●骨折・脱臼の同意など所定欄のないもの
●請求が遅れた場合の理由等
※初検時相談支援料は、その他の欄に記載し、骨折及び脱臼の場合は同意した病院名・医師等を毎回記載して下さい。

その他の請求先の有無

有の場合のその数 (ただし労災の請求を含まない)

有の場合でいづれかの事業場で特別加入している場合の特例加入状況 (ただし表裏の事業を含まない)

加入年月日

年 月 日

労働者番号(特別加入)

派遣元事業場が証明する事項(表面の並びに(ホ)及び(ト))の記載内容について事実と相違ないことを証明します。

事業の名称 _____ 電話() _____

事業場の所在地 _____ 工 _____

事業主の氏名 _____

(法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)

委任状

私は、柔道整復師 **整骨 一郎** を代理人と定め、私が請求する表記療養の費用につき労災保険から給付される金額の受領を委任します。

5年11月30日

委任者の住所 **福岡市中央区清川1-2-3**
氏名 **福整 太郎**

月末最終日以降を記載

作成年月日・提出代行者・事務代理者の氏名	氏名	電話番号
	()	-

・委任欄
患者(労働者)が記入します。

公益社団法人 福岡県柔道整復師会
令和5年度 保険研修会資料

厚生労働省 九州厚生局

1

〔1〕受領委任の取扱い関係

受領委任の取扱いについて

- **受領委任の留意点**

○協定、契約いずれの場合でも受領委任の取扱いを希望する施術管理者である柔道整復師は、「受領委任の取扱い」に定める事項を遵守することについて確約しなければならないこと。

○確約を行った柔道整復師は、柔道整復師が施術を行う施術所において勤務する他の柔道整復師から、保険施術の取扱いに定める事項を遵守し、受領委任の取扱いに係る施術並びに指導・監査の適用を受けることについて同意を受け、当該施術所及び勤務する柔道整復師に関する事項について届け出る(申し出る)こと。



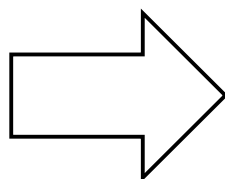
これにより登録又は承諾がなされることになる。

○届け出又は申し出を行っていない勤務柔道整復師が行った施術については、受領委任の取扱いはできません。

3

- 受領委任の取扱いは、取扱規程等を遵守することを確約し、地方厚生(支)局長、都道府県知事と施術管理者である柔道整復師本人が協定、契約を締結する。

開設者との協定、契約の締結ではありません。



**不正、不当な請求があった場合等の責任は、
施術管理者である柔道整復師及び施術所の
開設者が負います。**

(参考)

令和4年3月22日(保発0322第4号)「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正のとおり、施術の必要性を個々に確認する必要があると合理的に認められる患者について保険者等が受領委任の取扱いを中止し、当該患者に対する施術を償還払いに変更出来ることとなりました。

当該患者及び当該患者に施術を行っている施術所の施術管理者に対して、保険者等が償還払い変更通知を送付することになり、償還払い変更通知が当該患者に到着した月の翌月以降に行われる施術については、受領委任の取扱いを中止し、償還払いに変更することとなっています。

・ 施術の担当方針

協定書、規程 第3章16(施術の担当方針)

施術管理者及び勤務する柔道整復師は関係法令及び通達を遵守し、懇切丁寧に柔道整復に係る施術(以下「施術」という。)を行うこと。

この場合、施術は、被保険者又は被扶養者である患者(以下「患者」という。)の療養上妥当適切なものとする。また、健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益の提供又は違法な広告により、患者が自己の施術所において施術を受けるように誘引してはならないこと。

さらに、施術所が、集合住宅・施設の事業者等に対して金品(いわゆる紹介料)を提供し、患者の紹介を受け、その結果なされた施術については、療養費支給の対象外とすること。

- 関係法令及び通達を遵守し、懇切丁寧に施術する。
- 施術は、患者の療養上適切なものとする。
- 経済上の利益の提供により患者を誘引しない。

59

・ 施術の方針

協定書、規程 第3章25(施術の方針)

施術管理者及び勤務する柔道整復師は、施術の必要があると認められる負傷に対して、的確な判断のもとに患者の健康の保持増進上妥当適切に施術を行うほか、以下の方針によること。

- (1) 施術に当たっては、懇切丁寧に旨とし、患者の治療上必要な事項は理解しやすいように指導すること。
また、療養費の支給対象等、療養費を請求する上での注意事項について説明をすること。
- (2) 施術は療養上必要な範囲及び限度で行うものとし、とりわけ、長期又は濃厚な施術とならないよう努めること。

60

・ 施術の方針

(3) 現に医師が診療中の骨折又は脱臼については、当該医師の同意が得られている場合のほかは、施術を行わないこと。ただし、応急手当をする場合はこの限りでないこと。

この場合、同意を求めることとしている医師は、原則として当該負傷について診療を担当している医師とするが、当該医師の同意を求めることができないやむを得ない事由がある場合には、この限りではないこと。

(4) 柔道整復師法等関係法令に照らして医師の診療を受けさせることが適当であると判断される場合は、医師の診療を受けさせること。

61

届出が必要となる事項(例)

- ・ 施術所の住所、電話番号等が変更となった場合
- ・ 施術所名称が変更となった場合
- ・ 施術所を廃止する場合
- ・ 新たに柔道整復師を雇用(が勤務)する場合
- ・ 雇用している(勤務している)柔道整復師が退職する場合
- ・ 受領委任の取扱いを辞退する場合 など

注)登録又は承諾施術所が移転となった場合には、改めて「確約」及び「受領委任の届け出(申し出)」の手続きが必要となります。

※届出に必要な用紙は地方厚生(支)局公式ウェブページに掲載中です。

<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/>

「保険医療機関、保険医等」→「柔道整復師の方へ」(通知・届出様式等)

今一度ご確認願います！

- 柔道整復師の施術にかかる療養費関係等の厚生労働省から発出される各種通知等は厚生労働省ウェブページでも確認できます。

※ウェブページアドレス (<https://www.mhlw.go.jp/>)

厚生労働省ウェブページ⇒政策について⇒分野別の政策一覧
⇒健康・医療⇒医療保険⇒施策情報⇒療養費について

- 「受領委任の取扱規程」、「柔道整復師の施術に係る算定基準の実施上の留意事項」等に基づき、施術を行ってください。

9

〔2〕施術管理者になるための要件

平成30年4月から、

柔道整復療養費の受領委任を取扱う

「施術管理者」の届出※の際 は、

実務経験と研修の受講が要件 となりました。

※個人契約の場合は「申出」以下、同じ。

柔道整復療養費の受領委任の取扱いを管理する「施術管理者」になるための要件について、これまでは柔道整復師の資格のみとされてきましたが、平成30年4月から新たに、資格取得後の「実務経験」と「研修の受講」が加わりました。

11

実務経験の期間について

実務経験の期間については、要件の追加に伴う段階実施として、施術管理者の届出を行う期間に応じ、以下のように段階的に定められています。

「施術管理者」の届出期間	実務経験の期間
平成30年4月から令和4年3月までに届出する場合	1年間の実務経験
令和4年4月から令和6年3月までに届出する場合	2年間の実務経験
令和6年4月以降に届出する場合	3年間の実務経験

研修の時間・内容について

研修については、施術管理者として適切に保険請求を行うとともに、質の高い施術を提供できるようにすることを目的として、以下のような研修時間、研修内容とします。

研修の時間	研修の内容	
16時間以上 2日間程度	(1) 職業倫理について	(3) 適切な施術所管理
	(2) 適切な保険請求	(4) 安全な臨床

10

12

実務経験の期間の証明について

- 柔道整復師が実務に従事した登録施術所等の管理者（開設者、施術管理者又は保険医療機関の管理者）は、実務経験期間の証明を求められた場合は実務経験期間証明書の必要欄に記入し、手交すること。
- 当該登録施術所等に勤務を希望する柔道整復師に対し、関係法令等を遵守した上で、不利益な取扱いを行わないこと。



- 上記の規定に違反していると認められるときは、地方厚生（支）局長は施術所等の管理者に対し、実務経験期間の証明の改善に関し必要な措置を求める。
- 登録施術所の管理者における**虚偽証明**の事実が認められたときは、**受領委任の取扱いの中止**とすることができる。

13

別紙様式1

実 務 経 験 期 間 証 明 書

次の者は当施設において、柔道整復師として実務に従事したことを証明します。

氏名			
生年月日	昭和 ・ 平成	年 月 日	
従事期間	昭和 ・ 平成 ・ 令和	年 月 日 ~	昭和 ・ 平成 ・ 令和
	年 月		

令和 年 月 日

施設名

登録記号番号(又は医療機関コード)

所在地

〒. - -

管理者職名
及び氏名

(注) 1. 柔道整復師としての実務経験期間を記載すること。
2. 虚偽の証明を行ったときは、受領委任の取扱いの中止又は中止相当となります。

研修の受講について

- 登録を受けた研修機関において、16時間以上、2日間程度の研修を受講する必要がある。
- 研修修了証の有効期間は5年間

受領委任を取扱う施術管理者の届出（申出）について

- 初めて施術管理者となる柔道整復師だけではなく、すでに施術管理者となっている柔道整復師が別の施術所で施術管理者となる場合であっても、実務経験期間証明書と研修修了証の写しの提出が必要となる。
※施術所所在地の変更や「協定⇔契約」の変更で、届出（申出）の以前から引き続き施術管理者となる場合を除く。

15

〔3〕指導、監査

柔道整復施術療養費に関する指導、監査について

地方厚生(支)局及び都道府県は、平成22年5月24日付保発0524第2号の「柔道整復師の施術に係る療養費について」の受領委任の取扱規程及び平成11年10月20日老発第683号・保発第145号別添2の「柔道整復師の施術に係る療養費の指導監査要綱」に基づき、次の柔道整復師(当該柔道整復師が所属する施術所の開設者及び施術所に勤務する他の柔道整復師を含む。)に対して、指導又は監査を行います。

○ 集団指導

- ・概ね1年以内に受領委任の取扱いを登録又は承諾した柔道整復師
- ・受領委任の規程等の内容を遵守させる必要があると認められる柔道整復師

17

○ 個別指導

- ・受領委任の規程等に違反しているものと認められる柔道整復師
- ・柔道整復療養費審査委員会、保険者及び患者等からの情報に基づき指導が必要と認められる柔道整復師
- ・個別指導の結果、経過観察の対象となり、改善が認められない柔道整復師又は改善状況の確認を要する柔道整復師
- ・柔道整復療養費審査委員会又は保険者から、不正又は著しい不当の事実が認められた請求として、客観的な証拠があるものが複数患者分あるもの、あるいは、患者調査等の結果、不正請求の疑いが強いものが複数患者分あるものの情報提供があった柔道整復師を優先的に選定

○ 監 査

- ・療養費の請求内容が不正又は著しい不当なものであるとの疑義が認められる柔道整復師
- ・個別指導の結果、監査の対象となった柔道整復師又は正当な理由がなく個別指導を拒否した柔道整復師
- ・柔道整復療養費審査委員会又は保険者から、不正又は著しい不当の事実が認められた請求として、客観的な証拠があるものが複数患者分の情報提供があり、証拠が揃っている場合

19

●協定書、規程 第8章41(指導・監査)

開設者、施術管理者及び勤務する柔道整復師は、地方厚生(支)局長と都道府県知事が必要があると認めて施術に関して指導又は監査を行い、帳簿及び書類を検査し、説明を求め、又は報告を徴する場合は、これに応じること。



指導、監査

- **指導**や**監査**に応じるのは受領委任の取扱いをしている**柔道整復師の義務**です。

個別指導について

○個別指導の対象となる主なケース

- ・保険者、被保険者等から施術内容又は療養費請求に関する情報提供があった場合

(事例)

- ◇患者等からの情報提供(医療費通知、施術内容への疑義等)
- ◇事務職員等からの内部告発

(参考)厚生局各事務所に寄せられた情報提供件数

平成30年度	516件
令和元年度	549件
令和2年度	302件

21

施術内容への疑義・不信感等

○地方厚生(支)局へ寄せられた情報等

(事例)

- ・医療費通知による施術実日数が実際に施術を受けた日数と異なる。
- ・療養費支給申請書の殆どが3部位以上の負傷名による請求であり、請求に疑問が残る。
- ・同月初検、同月治癒が画一的に行われている。
- ・数年前に施術を受けたことがあり、その後は施術を受けていないが、その施術所に係る医療費通知がきた。
- ・一部負担金が一律100円や300円といった定額で、領収証も発行されない。
- ・一部負担金の徴収を行っていない。

医療費通知について

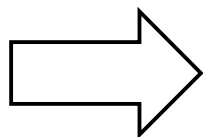
- 国民健康保険などの各医療保険者において、被保険者に健康に対する認識を深めてもらうことを目的として、医療費通知が送付されています。

【記載されている事項例】

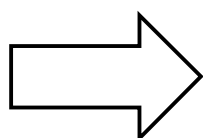
- 施術年月 ○ 施術を受けた患者名
- 施術所の名称
- 施術日数
- 療養費の金額(一部負担金を含む)など

23

- 医療費通知が端緒となって、付増請求、架空請求などの不正請求が明るみになるケースがあります。

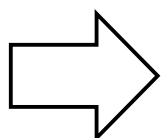


ルールを守り、適切な請求を
すること！



持続可能な医療保険制度を守る
ことにつながります。

一部負担金の減免又は超過して徴収はできません！



一部負担金の減免又は超過して徴収した場合は、受領委任の取扱規程違反となる。

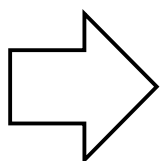
(第3章19 療養費の算定、一部負担金の受領等)

- * 施術管理者は、施術に要する費用について、別に厚生労働省保険局長が定める「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」により算定した額を保険者等に請求するとともに、患者から健康保険法、船員保険法、国民健康保険法及び高齢者医療確保法に定める一部負担金に相当する金額の支払いを受けるものとする。

なお、患者から支払いを受ける一部負担金については、これを減免又は超過して徴収しないこと。(抜粋)

25

領収証及び明細書の交付が必要です！



領収証及び明細書の交付がない場合は、受領委任の取扱規程違反となる。(※)

- ※ 領収証については全ての施術所、明細書については明細書発行機能が付与されているレセプトコンピュータを使用している施術所であって、常勤職員(柔道整復師に限らず、事務職員等も含む。)が3人以上である施術所に交付が義務付けられている。

(令和4年10月1日以降の施術分から適用)

(第3章20 領収証及び明細書の交付)

- * 患者から一部負担金の支払いを受けるときは、正当な理由がない限り、領収証を無償で交付すること。

また、明細書発行機能が付与されているレセプトコンピュータを使用している施術所であって、常勤職員(柔道整復師に限らず、事務職員等も含む。)が3人以上である施術所においては、正当な理由がない限り、明細書を無償で交付すること。これに該当しない施術所においては、施術管理者は、患者から求められたときは、正当な理由がない限り、当該一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を交付すること。(抜粋)

26

領収証様式

(別紙様式1)

領 収 証

様

保険分合計	円
① 一部負担金	円
② 保険外	円
合計金額 (①+②)	円

令和 年 月 日

上記合計金額を領収いたしました。

住所

施術所名

氏名

電 話

27

明細書様式

(別紙様式2)

明細書

様

保 險 分	<初検料・再検料等>	
	初検料	円
	初検時相談支援料	円
	再検料	円
	<施術情報提供料>	円
	<往療料>	円
	<施術料等>	
	整復・固定・治療料	円
	後療料	円
	温電法料	円
	冷電法料	円
	電療料	円
	金属副子等加算	円
	柔道整復運動後療料	円
	<明細書発行体制加算>	円
	<その他>	円
	計	円
	① 一部負担金	円
	② 保 險 外	円
	合計金額 (①+②)	円

(負傷力所)
力所

令和 年 月 日

住 所
氏 名

18

28

領収証兼明細書様式

(別紙様式3)

領収証兼明細書

様

保 險 分	<初検料・再検料等>	
	初検料	円
	初検時相談支援料	円
	再検料	円
	<施術情報提供料>	円
	<往療料>	円
	<施術料等>	
	回復・固定・施療料	円
	後療料	円
	温電法料	円
	冷電法料	円
	電療料	円
	金属副子等加算	円
	柔道整復運動後療料	円
	<明細書発行体制加算>	円
	<その他>	円
	計	円
	① 一部負担金	円
	② 保険外	円
	合計金額 (①+②)	円

(負擔力所) _____ 力所

令和 年 月 日

住 所
氏 名

領収証兼明細書様式
(月一回)

(別紙様式4)

領収証兼明細書
(令和 年 月分)

様 (枚中 枚目)

	令和 年 月 日		令和 年 月 日		令和 年 月 日		令和 年 月 日		令和 年 月 日	
	施術日	負擔力所	力所	力所	力所	力所	力所	力所	力所	力所
<初検料・再検料等>										
初検料		円	円	円	円	円	円	円	円	円
初検時相談支援料		円	円	円	円	円	円	円	円	円
再検料		円	円	円	円	円	円	円	円	円
<施術情報提供料>		円	円	円	円	円	円	円	円	円
<往療料>		円	円	円	円	円	円	円	円	円
<施術料等>										
回復・固定・施療料		円	円	円	円	円	円	円	円	円
後療料		円	円	円	円	円	円	円	円	円
温電法料		円	円	円	円	円	円	円	円	円
冷電法料		円	円	円	円	円	円	円	円	円
電療料		円	円	円	円	円	円	円	円	円
金属副子等加算		円	円	円	円	円	円	円	円	円
柔道整復運動後療料		円	円	円	円	円	円	円	円	円
<明細書発行体制加算>										
<その他>		円	円	円	円	円	円	円	円	円
計		円	円	円	円	円	円	円	円	円
① 一部負担金		円	円	円	円	円	円	円	円	円
② 保険外		円	円	円	円	円	円	円	円	円
合計金額 (①+②)		円	円	円	円	円	円	円	円	円

発行日 令和 年 月 日

住 所

氏名

個別指導について

● 措置

・ 経過観察

療養費の請求内容等が妥当適切でないが、その程度が軽微である場合又は以後改善が期待できる場合

なお、経過観察の結果、改善が認められない場合又は改善状況の確認を要する場合は、施術管理者等に対して指導を行う

・ 監査

療養費の請求内容等が著しく妥当適切でない場合

31

○ 監査を実施した場合、次の措置を求めることがあります。

・療養費の請求内容に不正又は著しい不当の事実が認められた場合は、受領委任の取扱いを中止する。なお、受領委任の取扱いの中止は、次の基準によって行う。

- ア 故意に不正又は著しい不当な療養費の請求を行ったもの
- イ 重大な過失により、不正又は著しい不当な療養費の請求をしばしば行ったもの

・不正又は不当な請求を行った柔道整復師に対し、その返還すべき金額(請求時から原則として5年間を経過しないものをいう。)を速やかに保険者に返還するように指導を行う。

監査の結果、受領委任の取扱いが中止となった場合

- ① 5年間は受領委任の取扱いが出来なくなる。
- ② 償還払いとなるため患者から全額負担を求めることになる。

監査対象とは(例)

- 実際には行っていない施術を行ったものとして療養費の請求を行っている疑いがあるもの(架空請求)
- 実際に行った施術に行っていない施術を付増して療養費の請求を行っている疑いがあるもの(付増請求)
- 実際に行った施術内容を施術料金の高い他の施術内容に振り替えて療養費の請求を行っている疑いがあるもの(振替請求)
- 保険で施術できない負傷等を保険扱いのできる負傷に替えて療養費の請求を行っている疑いがあるもの(保険対象外施術の請求)

33

- 自費で施術したものを保険での施術扱いにして療養費の請求を行っている疑いがあるもの(二重請求)
- 柔道整復師以外の従事者が施術を行っている疑いがあるもの(無資格)
- 施術管理者の出勤の実態がない疑いがあるもの(名義貸し)
- 施術録に施術内容の記載がなく、療養費の請求内容に不正又は著しい不当が疑われるもの
- 刑事事件等となっており、調査の結果、療養費の請求内容に不正又は著しい不当が疑われるもの

- ・ 新聞報道等があり、調査の結果、療養費の請求内容に不正又は著しい不当が疑われるもの
- ・ 保険者・被保険者等から情報が寄せられ、調査の結果、療養費の請求内容に不正又は著しい不当が疑われるもの
- ・ 個別指導の結果、柔道整復療養費の請求内容が著しく妥当適切でないもの
- ・ 正当な理由がなく個別指導を拒否したもの

※ 「不正」とは、いわゆる詐欺、不法行為にあたるようなものをいい、「不当」とは算定要件を満たさないものをいう

35

監査の結果受領委任の 取扱いが中止となった場合

- ・ 不正又は著しい不当の事実が認められた場合は受領委任の取扱いを中止され、原則として中止後5年間は受領委任の取扱いができない
- ・ 不正・不当に請求した療養費は、全額保険者へ返還する
- ・ 受領委任の取扱いの中止を行ったものは報道機関に公表する
- ・ 行政処分の対象となる(免許の取消、停止)
- ・ 刑事告発の対象となる 等

【参考】

○改定関連通知

- ・「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正について
(令和4年5月27日 保発0527第2号保険局長通知)
- ・「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」の一部改正について
(令和4年5月27日 保発0527第3号保険局長通知)
- ・「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について(通知)」の一部改正について
(令和4年5月27日 保医発0527第1号保険局医療課長通知)
- ・「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正について
(令和4年5月27日 保医発0527第2号保険局医療課長通知)
- ・「柔道整復師の施術に係る療養費について(通知)」の一部改正について
(令和4年5月27日 保医発0527第3号保険局医療課長通知)

○療養費の取扱いQ&A通知

- ・柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について
(平成22年6月30日、平成23年3月3日、平成25年4月24日、平成25年6月11日、平成29年11月2日、平成30年5月24日、平成30年8月9日、令和2年6月19日、令和4年3月22日、令和4年5月27日 保険局医療課事務連絡)

*** 厚生労働省及び九州厚生局公式ウェブページに掲載中**

柔道整復施術療養費について

福岡県保健医療介護部医療保険課

1

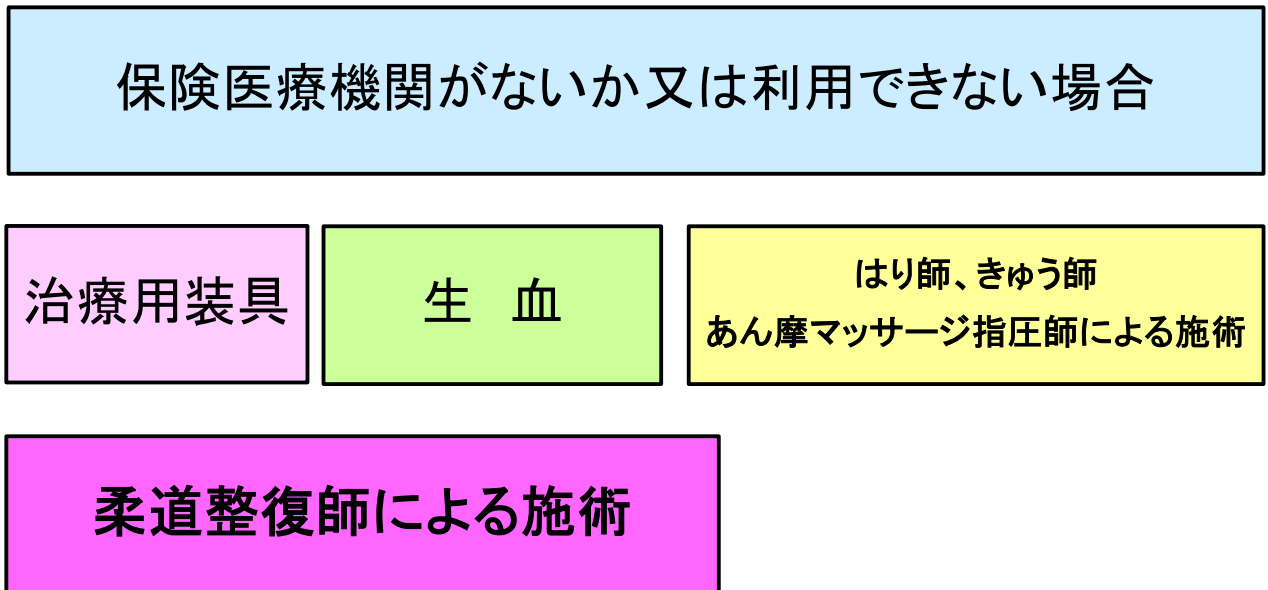
療養費とは？

○ 療養費の支給要件

療養の給付、入院時食事療養費・入院時生活療養費の支給または保険外併用療養費の支給が困難であると認めるとき

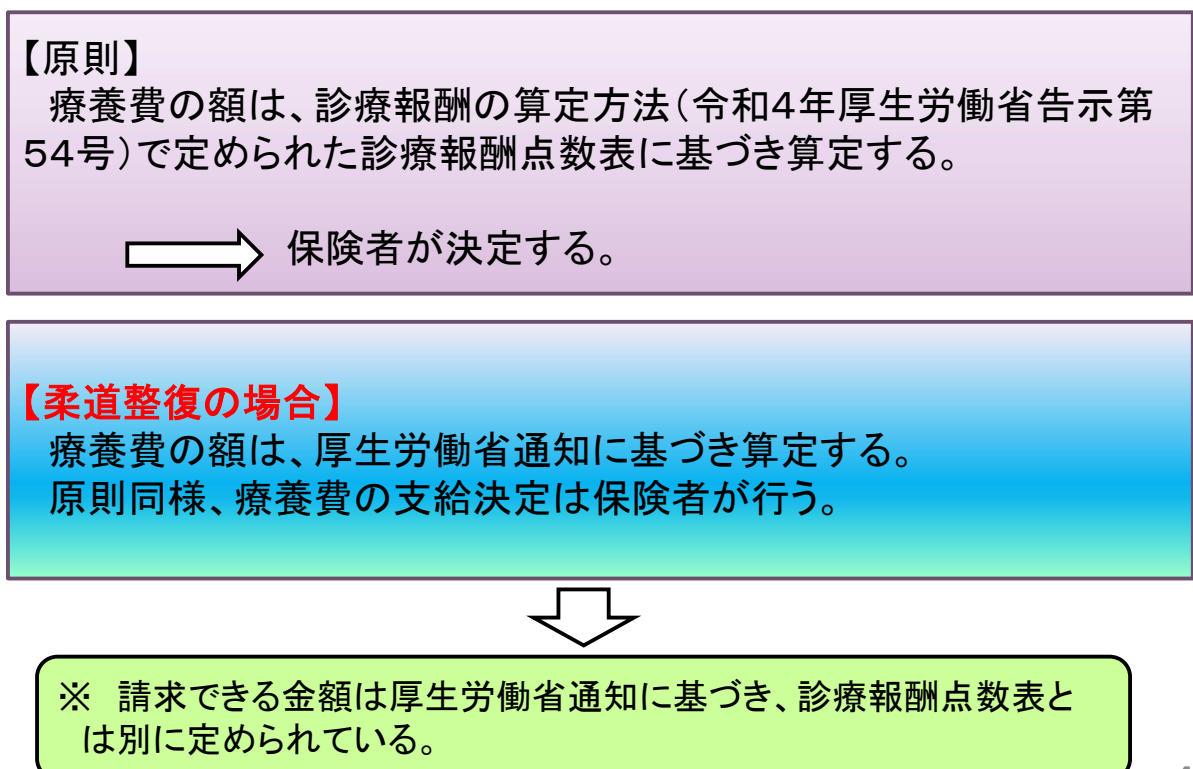
保険医療機関及び保険薬局以外の医療機関、薬局及びその他の者から診療や薬剤の支給及び手当を受けたことを保険者がやむを得ないと認めるとき

○ 療養費の支給要件（具体例）



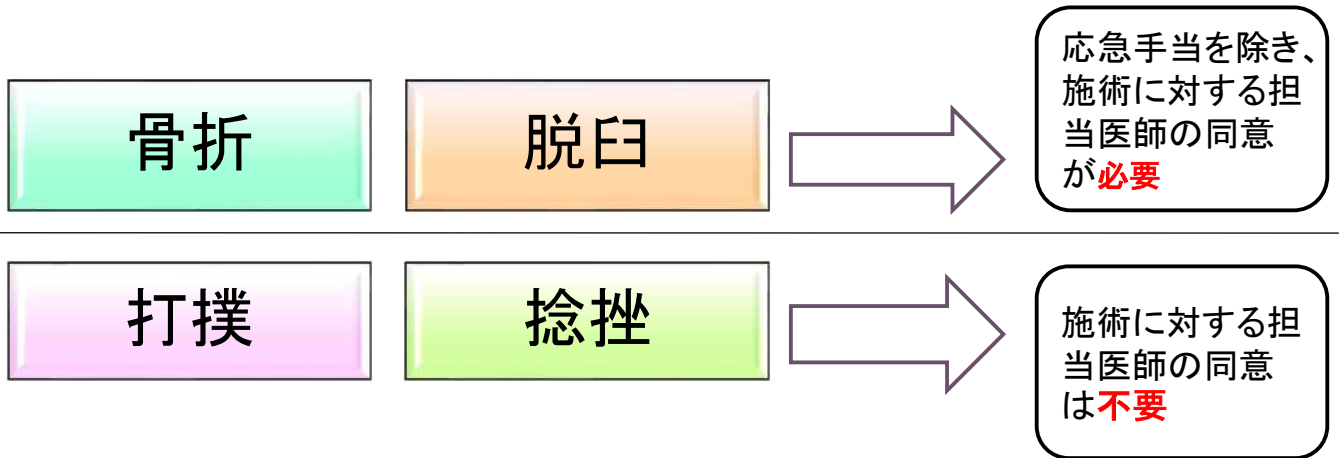
3

○ 療養費の額の算定



療養費の支給対象

- 柔道整復施術療養費の対象となるものは、**外傷性が明らかな**次のものです。



※ 内科的原因による疾患、単なる肩こり、筋肉疲労、柔道整復の治療を完了して単にあんま(指圧及びマッサージを含む。)のみの治療を必要とするもの、入院中の患者に対する施術

→ 柔道整復施術療養費の**支給対象外**です！

5

「医療保険(療養費)」を使えるのはどんなとき

○外傷性が明らかな骨折、脱臼、打撲及び捻挫(いわゆる肉ばなれを含む。)の施術を行った場合に、柔道整復師の施術に係る療養費の対象になります。

施術を行うときの注意

○単なる肩こり、筋肉疲労に対する施術は療養費の対象になりません。このような症状で施術を行った場合は、全額患者の自己負担になります。

○療養費は、本来患者が費用の全額を支払った後、自ら保険者へ請求を行い支給を受ける「償還払い」が原則ですが、柔道整復師の施術については、患者が自己負担分を柔道整復師に支払い、柔道整復師が患者に代わって残りの費用を保険者に請求する「受領委任」という方法が認められています。

届出を行って受領委任が認められた施術所の窓口では、病院・診療所にかかったときと同じように患者が自己負担分のみ支払うことにより施術を行うことができます。

○柔道整復師が被保険者に代わって療養費の請求を行うため、柔道整復施術療養費支給申請書に患者の自筆により被保険者の氏名等の記入を受ける必要があります。

○保険医療機関(病院・診療所)で同じ負傷等の治療中の患者に対し、施術を行っても療養費の対象になりません。

療養費の支給対象

○ 次の点にも留意する必要があります。

○ 骨折、脱臼、打撲及び捻挫に対する施術料は、膏薬、湿布薬等を使用した場合の薬剤料、材料代等を含むものであること。

○ 患者の希望により後療において新しい包帯を使用した場合は、療養費の支給対象とならないので、患者の負担とするもやむを得ないものであること。なお、その際、患者が当該材料の使用を希望する旨の申出書を患者から徴するとともに、徴収額を施術録に記載しておくこと。

○ 柔道整復師宅に滞在して手当てを受けた場合に要した食費、寝具費、室代等は支給対象としないこと。

7

初検時相談支援料

○初検時相談支援料は、初検時において、患者に対し、施術に伴う日常生活等で留意すべき事項等をきめ細やかに説明した場合に算定できる。

・具体的には、

- ①日常生活動作上での励行事項や禁止事項(入浴、歩行、就労制限、運動制限等)
 - ②患部の状態や選択される施術方法などの詳細な説明(施術計画等)
 - ③受領委任の取扱いについての説明(対象となる負傷、負傷名と施術部位、領収証及び明細書(令和4年10月1日以降の施術分から適用)の交付義務、申請書への署名の趣旨等)
 - ④その他、柔道整復師が必要と認め、懇切丁寧に行う相談支援
- なお、①及び②については、**施術録**に簡潔に記載するとともに、③については説明した旨を記載すること。

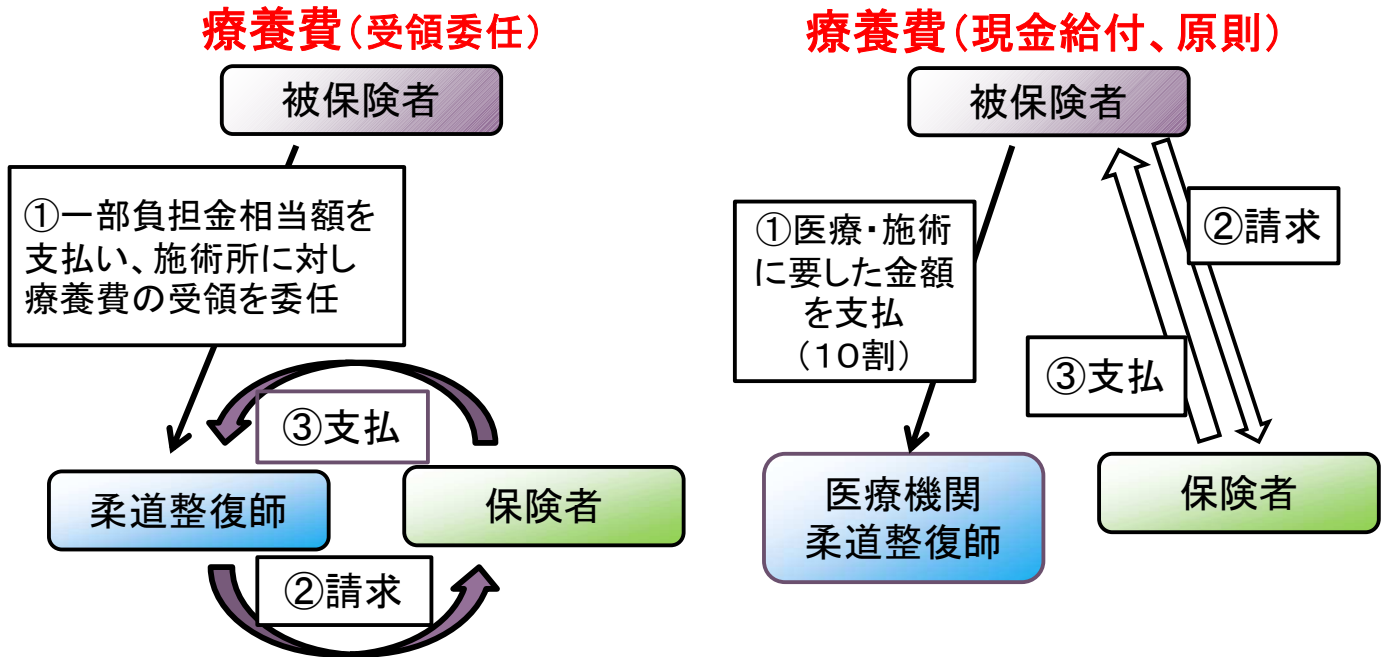
○同月内においては、1回のみ算定できる。

また、患者が異和を訴え施術を求めた場合で、初検の結果何ら負傷と認めるべき徴候のない場合に、初検料のみ算定した場合においては、初検時相談支援料を算定できない。

8

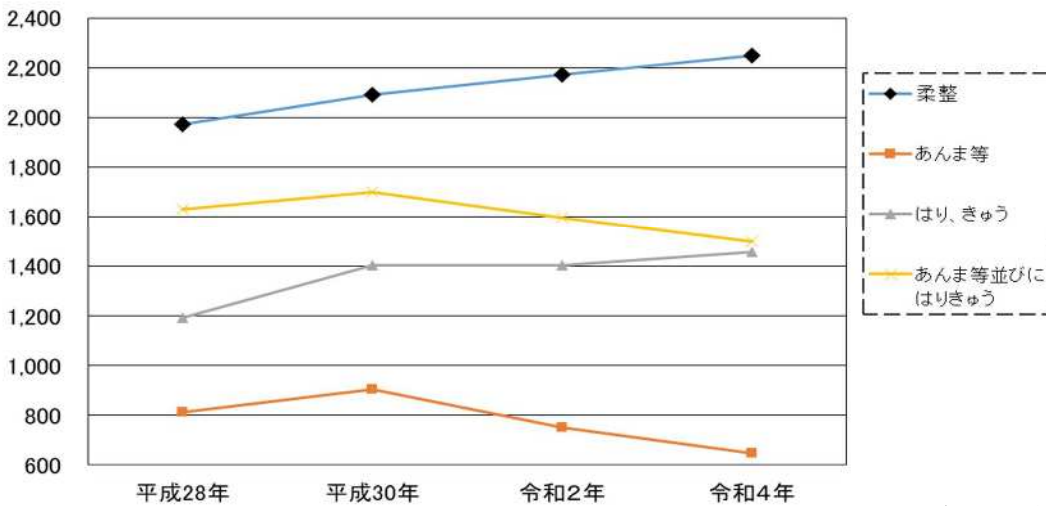
療養費の受領委任

- 柔道整復施術療養費については、特に受領委任が制度化されていることにより、実質的に療養の給付(現物給付)と同様の取扱いとなっています。



9

参考 福岡県内の施術所数の推移



		平成28年	平成30年	令和2年	令和4年
柔整施術所	全国	48,024	50,077	50,364	50,919
	福岡県	1,971	2,092	2,170	2,249
あんま等施術所	全国	19,618	19,389	18,342	18,155
	福岡県	812	903	750	647
はり、きゅう施術所	全国	28,299	30,450	32,103	33,986
	福岡県	1,191	1,404	1,403	1,457
あんま等並びにはり、きゅうを行う施術所	全国	37,780	38,170	38,309	38,589
	福岡県	1,630	1,701	1,597	1,498
その他の施術所	全国	2,739	2,679	2,661	2,660
	福岡県	117	106	62	72

出典：厚生労働省「衛生行政報告例」

申請される前に、もう一度ご確認ください

柔道整復施術療養費支給申請書

都道府県番号 福岡 施術機関コード 保険者番号

令和 年 月 日

1:住所に記載漏れがある

公費負担者番号 ① 公費負担者医療の受給者番号① 1.協 2.組 3.共 単併区分 1.単独 2.2併 3.3併 2.本人 4.六歳 6.家族 8.高一 0.高7 給付割合 10・9 8・7 ② 公費負担者番号 公費負担者医療の受給者番号② 4.国 5.退 6.後期 単併区分 1.単独 2.2併 3.3併 2.本人 4.六歳 6.家族 8.高一 0.高7 給付割合 10・9 8・7 被保険者 世帯主・組合員の受給者 氏名 健保 太郎 住所 福岡市博多区

健保 太郎 福岡市博多区

療養を受けた者の氏名 生年月日 1男 1明 2大 5令 3昭 4平 年 月 日 負傷名 負傷年月日 初検年月日 施術開始年月日 施術終了年月日 実日数 転帰 (1) (2) (3) (4) (5) 負傷の原因・業務災害通勤災害又は第三者行為等の原因による

2:「受取代理人の欄」に被保険者以外の氏名が記載されている

5:詳細な負傷原因をご記入ください

経過 請求区分 新規・継続 施術日 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31

Table with columns for medical fees: 初検料, 加算(休日・深夜・時間外), 再検料, 加算(夜間・難路・暴風雨雪), 運動後療料, 整復料・固定料・施療料, 部位, 通減%, 通減開始月日, 後療料, 冷筆法料, 温筆法料, 電療料, 計, 多部位, 長期, 計.

3:骨折等で医師の同意が必要な場合、記入漏れがないようご注意ください

令和5年9月1日 ○○整形外科 △△××医師より同意あり

合計 一部負担金 請求金額

金属副子等加算日 1回目 2回目 3回目 柔道整復運動後療料加算日 支払機関欄 支払区分 1:振込 2:銀行送金 3:当地私 預金の種類 1:普通 2:当座 3:通知 4:別段 金融機関 銀行 金庫 農協 本店 支店 本・支所 フリガナ 口座名称 口座番号 登録記号番号

施術証明欄 上記のとおり施術したことを証明します。 令和 年 月 日 施術所 健康整骨院 電話 柔道整復師 フリガナ 協会 健太 氏名

受取代理人への委任の欄 上記請求に基づく給付金の受領方を左記の者に委任します。 令和 年 月 日 住所(上記住所欄と同じ) 被保険者(世帯主・組合員・受給者) 氏名 健保 花子

備考 この用紙は、日本工業規格A列4番とすること。(※は保険者使用欄)

内容返戻ふせん

<p style="text-align: center; font-weight: bold;">不 備 返 戻 付 箋</p> <p>施 術 者 殿</p> <p>この支給申請書は、下記の○印の事由によって返戻します。 不備事項を適切に処理し、この付箋を貼りつけたまま、次回の請求分を含めて再請求ください。</p> <p>(1) 記号・番号・被保険者氏名・住所の(一部)記入誤り・記入漏れ</p> <p>(2) 本家区分の記入誤り・漏れ</p> <p>(3) 負傷名・負傷年月日・負傷原因の記入誤り・漏れ</p> <p>(4) 算定誤り ・初検料 ・初検時相談支援料 ・再検料 ・加算(休日・深夜・時間 ・往療料(距離・回数・難路)等の記入漏れ ・整復料 ・固定料 ・施療料 ・金属副子加算(大・中・小) ・情報提供料 ・後療料 ・冷電法料 ・温電法料 ・電療料</p> <p>(5) 負傷名は、負傷年月日順に記入ください</p> <p>(6) 施術開始年月日・施術終了年月日・実日数・転帰の記入漏れ</p> <p>(7) 3負傷による負傷原因の記入漏れ(各部位ごとに記入ください)</p> <p>(8) 合計金額・請求金額の誤り</p> <p>(9) 冷電法・温電法・電療料の待機期間誤り</p> <p>(10) 運減率の算定誤り</p> <p>(11) 委任欄の記入漏れ</p>	<p style="text-align: right;">整理番号 号 令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">福岡県柔道整復施術療養費審査委員会 (全国健康保険協会福岡支部)</p> <p>(12) 委任欄と被保険者の氏名相違</p> <p>(13) 長期施術継続理由・長期頻回理由の記入漏れ 【初検年月日より3ヶ月超え】</p> <p>(14) 長期施術【受領委任取扱規定第3章23(2)(4)】</p> <p>(15) 近接部位 【 , , , 上下・左右の表示漏れ】</p> <p>(16) 骨折・脱臼の医師の同意に関する記載もれ</p> <p>(17) 実日数欄と施術日の日数相違</p> <p>(18) その他</p> <hr style="width: 100%;"/> <hr style="width: 100%;"/> <hr style="width: 100%;"/> <hr style="width: 100%;"/>
---	--

資格返戻ふせん

<p style="text-align: center; font-weight: bold;">資 格 返 戻 付 箋</p> <p>審査の結果、下記の理由により申請書を返戻いたします。 保険証等を再度ご確認ください。 (再提出の際は、この付箋を付けたままご提出ください。)</p> <p>1. 記入された記号・番号で該当がございません。</p> <p>2. 本家区分の記入誤り・記入もれです。 (本人・家族区分欄も合わせてご訂正ください。)</p> <p>3. 療養(施術)を受けた者の氏名・生年月日・性別が相違です。</p> <p>4. 被保険者氏名の相違・未記入です。 (本家区分欄・給付割合欄も合わせてご訂正ください)</p> <p>5. 使用された保険証は 資格喪失しています。 (資格喪失年月日の前日まで有効)</p> <p>6. 一部負担金(請求金額の割合)が相違しています。 (本家区分欄・給付割合欄も合わせてご訂正ください。)</p> <p>7. 協会けんぽ 支部へご申請下さい。</p> <p>8. 重複請求です。</p> <p>9. 資格取得前の施術です。</p> <p>10. その他</p>	
--	--

協会けんぽ福岡支部における柔整療養費の状況

《申請件数》

1カ月の平均受付件数 約81,000件(令和5年度)

《支給決定額》

1カ月の平均支給決定額 約3.4億円(令和5年度)

申請件数はほぼ前年度並みであるが、支給決定額は前年度比1.5%程度減少している。

申請書1件あたりの支給決定額が年々減少傾向にあるが、頻回施術の減少が主な要因と考えられる。

《柔整審査会》

◆月ごとに重点的に審査する事項を設定

(例) ・3部位での請求比率が極端に高い

(参考:協会けんぽ全支部平均19.5%)

・部位を変えながら長期間施術を行っている

・申請1件あたりの単価が極端に高い

(参考:協会けんぽ全支部平均4,216円)

・頻回施術の患者が多い

・申請傾向について施術所へ注意を促す必要があると判断した場合、「お知らせ文書」を送付

・請求内容が作為的であると認められる場合等については、面接確認委員会を通じて、施術管理者への面接確認を行う

協会けんぽ福岡支部移転のお知らせ

移転日 令和6年7月16日(火)

新住所 〒812-8790 福岡市博多区博多駅東一丁目17番1号コネクトスクエア博多8階

連絡先 移転に伴い、電話番号の変更を予定しています。

柔道整復施術療養費審査支払業務

福岡県国民健康保険団体連合会

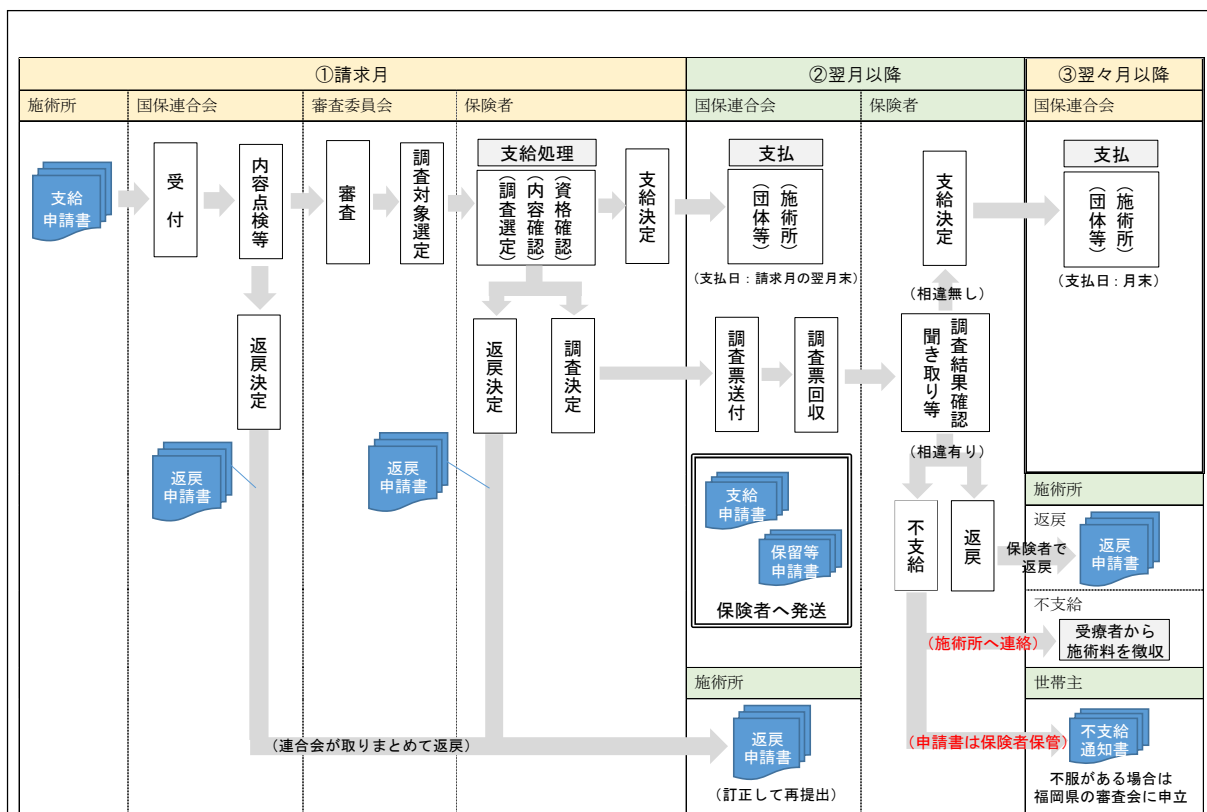
(1) 柔道整復施術療養費審査支払業務

- 保険者及び後期高齢者医療広域連合から、柔道整復師の施術に係る療養費の審査支払事務の委託を受け、業務を実施しています。
- また、平成 30 年度から保険者共同事業として患者調査を実施しています。
なお、患者調査の対象者は、保険者において決定されます。
(委託保険者のみ実施)

患者調査の対象となった場合

- ・ 支払については、患者調査の結果確認後となるため、支給申請書の提出月の翌々月以降となります。
- ・ 患者調査等により支払が保留となる場合は、「支払保留通知書」にてお知らせをします。

【柔整療養費の請求支払業務図】



(2) 柔道整復施術療養費審査委員会

- ア. 「柔道整復師の施術に係る療養費について（平成11年10月20日付老発第682号・保発第144号）」に基づき、柔道整復施術療養費審査委員会（以下「審査委員会」という。）を国保連合会に設置し、国民健康保険並びに後期高齢者医療に係る柔道整復施術療養費支給申請書の審査を行っています。
- イ. 審査委員会は、施術担当者を代表する委員、保険者を代表する委員及び学識経験者の委員をもって組織しています。
- ウ. 審査委員会は、柔道整復師の施術に係る療養費の支給申請書を適正かつ効率的に審査することを目的に設置しており、特に近年は多部位負傷（3部位以上）、長期継続（3ヵ月を超える期間）施術、頻回傾向（1月当たりの施術回数が多い申請書が継続する傾向がある場合）施術、部位転がしの傾向のある申請書を重点的に、審査を行っています。
- エ. 審査の結果、注意を要すると思われる申請書については、連絡はがき等で通知を行います。

《申請書の返戻》（例）

- ① 長期施術理由もれ
（捻挫・打撲・挫傷の施術で初検から3ヶ月を超えて継続する際に理由が記載されていない（治癒をした月を除く）場合）
- ② 後療
（3部位以上の請求がある際に部位ごとの負傷原因がない場合）
- ③ 近接部位
- ④ 往療料理由もれ

《連絡はがきの送付》

審査委員会において、注意を促すものについて、連絡はがきを送付します。

連絡はがきが長期間にわたって出された時は、面接確認委員会で施術管理者等の面接確認や行政と連携し患者調査を行う場合がありますのでご注意ください。

(3) 事務処理について

《事務返戻》

申請書の下記事項に記載不備がある場合は、返戻となります。訂正のうえ再度ご提出ください。

- ① 本家区分に○の記載がない。（○は、どれか一つにつけてください）
特に70歳～74歳（高齢受給者）の人で⑧⑩に○がもれています。
- ② 後期高齢者（一般所得者）の窓口負担割合が、令和4年10月1日から現役並み所得者（窓口負担割合3割）を除き一定以上の所得のある方は、2割に変更になっています。
この場合の療養費支給申請書の記載は、本家区分欄「8高外一」で給付割合欄8割に○囲みをお願いします。
なお、一般所得者で窓口負担割合が1割の方は、本家区分欄「8高外一」で給付割合欄9割に○囲みをお願いします。
- ③ 明細書発行体制加算の算定について
「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」の一部改正について（令和4年5月27日付

保発 0527 第3号) において、令和4年10月1日以降の施術分から九州厚生局に届け出た施術所において明細書発行体制加算として月1回に限り13円を算定するとなっています。

届け出は登録記号番号ごとに必要です。登録記号番号が変更になった場合は改めて、明細書発行体制加算を算定する月の前月末日までに九州厚生局に届出を行ってください。

- ④ 記号番号・生年・性別・住所等に記載もれ、入力ミス。
福岡市の記号番号は、令和5年1月から8桁に変更となっています。
- ⑤ 負傷の原因の欄で、交通事故の場合「業務災害、通勤災害または第三者行為以外の原因による」の字句は二重線で抹消してください。
また、第三者行為の原因による場合は「交通事故による負傷」の記載及び摘要欄に損保会社の名称、連絡先住所、担当者氏名を必ず記載して下さい。
- ⑥ 負傷名に脱臼、骨折・不全骨折があり、同意した医師名・同意日の記載がもれています。
- ⑦ 柔道整復師の氏名がもれています。
- ⑧ 被保険者の署名がもれています。署名は、国保分は世帯主名を後期高齢者分は被保険者名で記入をお願いします。
- ⑨ 申請書に施術日の記載（申請書の日付に○）がもれています。
- ⑩ 後期高齢者の場合
被保険者の記号番号は8桁です。桁の過不足は返戻となります。
誕生日から後期高齢者医療の対象となりますので、誕生月施術の場合は、国保分と後期高齢者分2枚の申請書が必要となります。（1日誕生日を除く。）
障害者医療証（80）をお持ちの人は、65歳から後期高齢者医療該当となる場合がありますので注意してください。

《その他》

- ① 印字は枠内に収まるようにお願いします。印字がずれた場合は、訂正してご提出ください。
- ② 原爆医療は福岡県へ請求してください。
- ③ 国保組合分（保険者番号が13・23から始まるもの）については県外扱いです。
- ④ 「初検料」については、休日、深夜又は時間外加算を算定する場合は、該当する文字を○で囲んで加算額を記載し、施術時刻を「摘要」欄に記載してください。
- ⑤ 国保分（7割8割）申請書における受領代理人の欄の署名は「世帯主」となります。

※毎月、保険証の確認をお願いします。

※申請書を提出の際は、保険者ごとにホッチキスでとじる必要はありません。
また、本会から送付している増減点通知書は、閉じこまないでください。

返戻付せん

施術機関コード：

施術機関名：

記号番号：

受領者氏名：

施術年月日

この療養費支給申請書については、下記の理由により返戻いたします。

再提出の際は、この付せ金を貼付したまま、ご提出ください。

○返戻理由欄

返戻理由	
備 考	

注意事項欄

・再提出の際は、この付せ金を貼付して、次回請求時に含めて再提出してください。
--

令和 年 月 日

--

--

(問合せ先)

住所			
部署名等		電話番号	
		FAX番号	

〒***-****

福岡県〇〇〇〇

407*****

〇〇整骨院

〇〇 〇〇 様

審 査 結 果 の お 知 ら せ

令和 年 月 審査分の柔道整復施術療養費支給申請書を拝見いたしました結果、
下記の点について、ご連絡いたします。

福岡県国民健康保険団体連合会

柔道整復施術療養費審査委員会

令和*年*月**日

連絡事項

--

最近における自動車保険金詐欺事件の現状について

1 自動車保険金詐欺について

(1) 自動車保険金詐欺とは

自動車を運転してわざと交通事故を起こし、あるいは偶然に発生した交通事故を利用して傷害を装う、受傷により稼働できなくなったと装う等して、自動車保険金の不正請求を行い、保険会社や共済組合から保険金（共済金）をだまし取ること。

(2) 適用される刑事罰

詐欺罪～刑法第246条（10年以下の懲役）

(3) 保険金詐欺事件における柔道整復師の役割（関わり）

交通事故当事者役として関与することは少ないものの、当該交通事故患者と結託して通院日数の水増し、若しくは施術を行っていないのに行ったように装うなど、施術費の水増し請求や架空請求を行うなどの役割を担っているもので、このような行為は詐欺罪の共犯に当たる。

⇒ その要因として、通院日数が長期間に及ぶことで、交通事故患者が受け取る慰謝料や休業損害補償費が多額となる一方、整骨院としても、無施術であることから楽して施術費を受領できるという、双方にとってメリットがあるためと考えられる。

(4) 保険金詐欺の手口

ア 主な請求原因

- ・ わざと自動車同士を衝突させて交通事故を作出するもの
- ・ 偶然に発生した交通事故を利用するもの
- ・ 第三者を巻き込んで、わざと交通事故を起こすもの
- ・ 医療機関が治療関係費を通院日数等の水増し、架空により請求するもの

イ 主な請求理由

- ・ 稼働できないとして虚偽の休業補償を訴えるもの
- ・ 疾病がないのに、様々な虚偽の自覚症状を訴えて治療を受けるもの
- ・ 軽傷又は受傷していないのに、誇大に怪我を訴えて治療を長引かせるもの

2 最近における自動車保険金詐欺事件の検挙状況

(1) 令和3年

福岡県～14件（検挙者40名、うち逮捕者38名）

全 国～131件

(2) 令和4年

福岡県～3件（検挙者10名、うち逮捕者9名）

全 国～117件

(3) 令和5年

福岡県～7件（検挙者29名、うち逮捕者12名）

3 保険金詐欺事件の当事者とならないために

暴力団関係者や素行不良者が柔道整復師を利用する理由は、整骨院側において通院口数の水増しや架空通院などを容易に聞き入れてくれることが第一の要因と考えられる。

そのため、経営不振に苦しむ整骨院や業務管理等が甘く、杜撰な整骨院を見つけては、心の隙を狙って不正請求を持ち掛けてきたり、友人や同級生などからの持ち掛けにより拒絶することができず、ズルズルと深みにはまっていき、いつの間にか不正請求が犯罪であることを忘れ、不正請求が当たり前になっていくという傾向にある。

自分が思い描く柔道整復師の方向性の確保、地域と密着した信頼される整骨院を確立するためにも、強い自覚と自制心、道徳心などを持ち続け、不正を断る強い勇気や気持ちを忘れないようにして頂き、日々の整復業務に精進して頂きたい。



組織のご案内

2023年7月現在



General Insurance Rating Organization of Japan

損害保険料率算出機構

損保料率機構とは

損害保険料率算出機構（損保料率機構）は、損害保険料率算出団体に関する法律（料団法）に基づいて設立された団体（非営利の民間の法人^{※1}）であり、損害保険会社を会員とする組織です^{※2}。

当機構は、「損害保険業の健全な発達と保険契約者等の利益の保護」という社会的な使命を果たすため、主に以下の3つの業務に取り組んでいます。

「合理的、妥当、不当に差別的でない」との原則に基づき参考純率および基準料率を算出し、会員に提供しています。

⇒ 詳細は 3 ページ参照



「公正・迅速・親切」をモットーとして自賠責保険（共済）^{※3}の損害調査を行っています。

⇒ 詳細は 4 ページ参照



データバンク

各種保険に関する大量のデータを
集計し、会員等に提供しています。
また、消費者向けの刊行物の作成・
提供も行っています。

⇒ 詳細は 4 ページ参照



※1 当機構は、損害保険会社が設立した団体であること、また、料率団体は他にも設立することができることから、特別の法律により特定の団体として設置される「特別民間法人」、「特殊法人」、「認可法人」とは異なります。また、「一般社団法人」、「一般財団法人」等の冠もつきません。

※2 所管官庁は金融庁です。

※3 自賠責保険の正式名称は「自動車損害賠償責任保険」、自賠責共済の正式名称は「自動車損害賠償責任共済」です。

損保料率機構の主な変遷

1948年11月

料団法の公布・施行を受け、損害保険料率算定会（損算会）設立

1956年1月

自賠責保険共同査定事務所（現在の自賠責損害調査事務所）を開設

1956年3月

自賠責保険共同本部を設置し、自賠責保険共同査定事務所をその統括下に置く

1964年1月

自動車保険料率算定会（自算会）設立（自賠責保険共同本部および自賠責保険共同査定事務所と、損算会で行っていた自動車にかかる料率引受条件に関する業務等を自算会に包含）

1981年8月

自算会に自賠責損害調査事務所の上部組織である地区本部を3地区に設置（以降、全国に順次設置）

2002年7月

両算定会が統合し、損保料率機構が業務開始

関係法令

1948年7月

料団法の公布・施行

損害保険料率算出団体の業務の適切な運営を確保することによって、損害保険業の健全な発達と保険契約者等の利益を保護することを目的として制定されました。

1955年7月

自動車損害賠償保障法（自賠法）の公布（同年8月から翌年2月にかけて施行）

自動車事故による人身損害（死亡や傷害）に関する損害賠償を保障する制度を確立して被害者の保護を図り、あわせて自動車運送の健全な発達に役立つことを目的として制定されました。この法律のもとでは、原則として、すべての自動車に自賠責保険契約が締結されている必要があります。

1966年5月

地震保険に関する法律（地震保険法）の公布・施行

居住用建物と家財を補償の対象とし、損害保険会社の地震保険責任を政府が再保険により引き受けることで、地震保険を普及させ、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的として制定されました。

1998年7月

料団法改正

規制緩和・自由化の流れのなか、損算会および自算会が算出する料率の使用義務が廃止され、参考純率・基準料率へ移行しました。

損保料率機構の主な業務内容

当機構の主な業務は、①参考純率および基準料率の算出・提供、
②自賠責保険（共済）の損害調査、③データバンク です。

1 参考純率および基準料率の算出・提供

国民生活に密着した損害保険については、社会・公共的な観点から、公正な保険料率の算出を通じて安定的な保険の提供が確保される必要があります。このため、当機構では、会員等から大量のデータを収集し、次の参考純率および基準料率を算出し、会員に提供しています。



- 自賠責保険(基準料率)
- 自動車保険(参考純率)

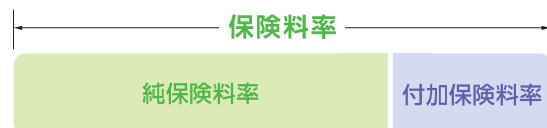
- 火災保険(参考純率)
- 地震保険(基準料率)

- 傷害保険など(参考純率)

保険料率とは

保険料率とは、損害保険における保険金額（支払われる保険金の上限金額、契約金額）に対する保険料（保険契約者が負担する金銭）の割合をいいます。

保険料率は、将来の保険金支払いに充てる純保険料率と、損害保険会社の経費や代理店手数料等に充てる付加保険料率で構成されます。



参考純率・基準料率とは

参考純率

- 参考純率とは、料率算出団体が算出する「純保険料率」のことです。
- 会員は、自社の「保険料率」を算出する際の基礎として、「参考純率」を使用することができます。
- 「付加保険料率」については、会員が独自に算出します。

基準料率

- 基準料率とは、料率算出団体が算出する「保険料率」のことです。
- 会員は、自社の「保険料率」として、当機構が算出した「基準料率」を使用することができ、現在、全ての会員が「基準料率」を使用しています。
- 自賠責保険および地震保険は、公共性が極めて高い社会政策的な側面を持つ保険であることから、自賠責や地震保険法で補償内容が定められており、また、基準料率の付加保険料率に損害保険会社の利潤は織り込まれていません。

参考純率および基準料率の原則

料率団体の算出する参考純率および基準料率は「合理的かつ妥当なものでなければならず、また、不当に差別的なものであってはならない」と料団法で定められています。当機構ではこの原則に基づき、参考純率および基準料率を算出しています。

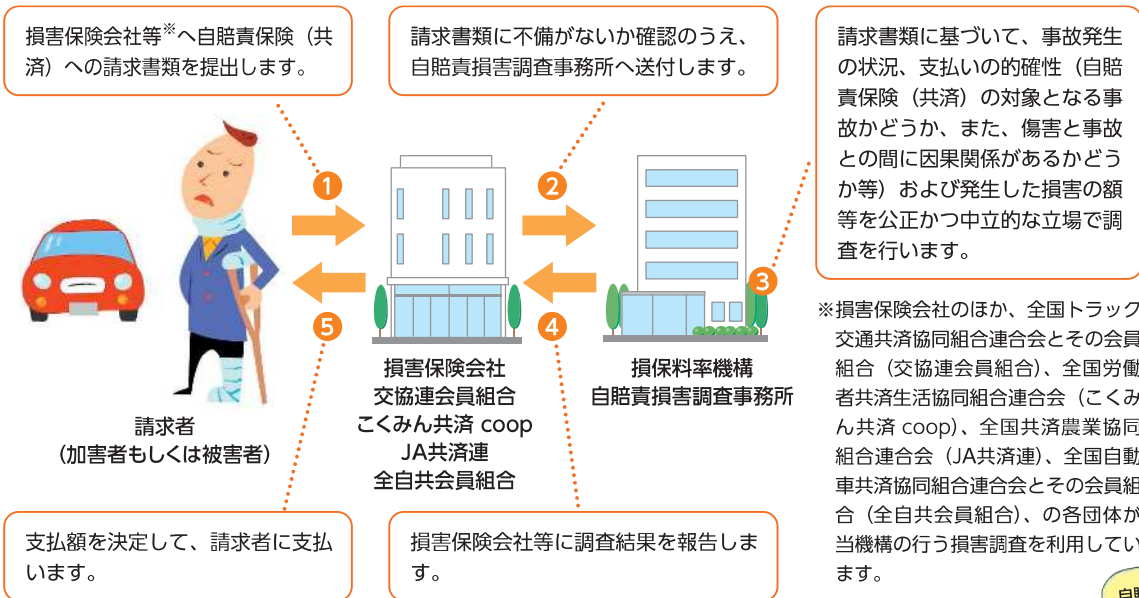
2 自賠責保険（共済）の損害調査

自賠責保険（共済）とは、自賠法に基づき自動車の運行による人身事故の被害者を救済するために、すべての自動車について契約することが義務付けられている強制保険（共済）です。自賠責保険（共済）は社会政策的な側面を持つため、被害者救済の観点から、公正で適正な保険金（共済金）の支払いが迅速に行われる必要があります。

このため、当機構では、全国に自賠責損害調査事務所を設置して自賠責保険（共済）の損害調査を行っています。これらの調査結果は、自賠責保険の基準料率の算出に際しても重要な基礎資料として活用されています。また、政府の保障事業の損害調査についても、当機構が行っています。

損害調査の概要

当機構が行っている損害調査の流れは以下のとおりです。



政府保障事業

政府保障事業は、自賠責保険（共済）では救済されない右のような自動車事故で死傷した被害者に対して、政府（国土交通省）が加害者に代わって損害相当額を立て替え払いする制度です。



3 データバンク

当機構では、長年にわたる料率算出業務、自賠責保険（共済）の損害調査業務を通じて、会員等から収集した各種保険に関する大量のデータや専門性の高いノウハウを蓄積しています。これらのデータやノウハウをもとに、統計の作成や各種の調査・研究を行い、会員等に提供を行うほか、刊行物の作成・提供等を通じて、保険料率等に関する知識の普及に努めています。

会 員

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	セコム損害保険株式会社
アクサ損害保険株式会社	セゾン自動車火災保険株式会社
アメリカンホーム医療・損害保険株式会社	全管協れいわ損害保険株式会社
アリアンツ火災海上保険株式会社	ソニー損害保険株式会社
イーデザイン損害保険株式会社	損害保険契約者保護機構
A I G 損害保険株式会社	損害保険ジャパン株式会社
エイチ・エス損害保険株式会社	大同火災海上保険株式会社
a u 損害保険株式会社	Chubb損害保険株式会社
S B I 損害保険株式会社	チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド
カーディフ損害保険株式会社	東京海上日動火災保険株式会社
キャピタル損害保険株式会社	トーア再保険株式会社
共栄火災海上保険株式会社	日新火災海上保険株式会社
現代海上火災保険株式会社	日本地震再保険株式会社
ザ・ソサイエティー・オブ・ロイズ	三井住友海上火災保険株式会社
ザ・ニュー・インディア・アシュアランス・カンパニー・リミテッド	三井ダイレクト損害保険株式会社
ジェイアイ傷害火災保険株式会社	明治安田損害保険株式会社
スイス・リー・インターナショナル・エスイー	楽天損害保険株式会社
スター・インデムニティ・アンド・ライアビリティ・カンパニー	レスキュー損害保険株式会社

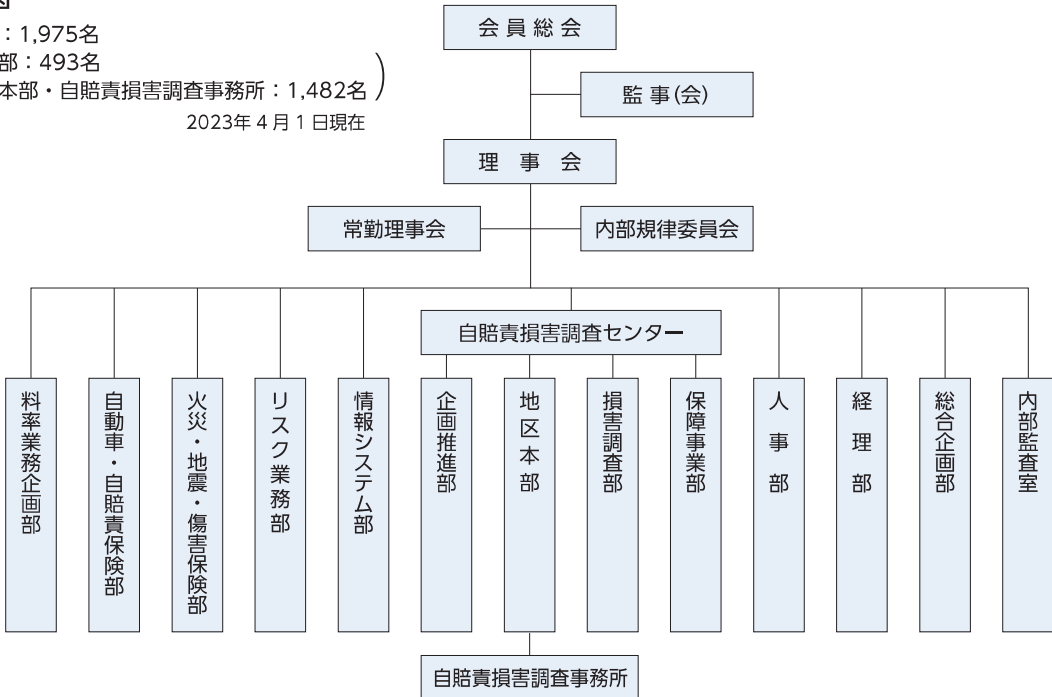
会員全社36社(50音順) 2023年7月1日現在

組 織

- (1) **会 員 総 会** 当機構の定款の制定または変更および予算・決算の審議ならびに理事・監事の選任等を行う機関で、会員の代表者で構成されています。
- (2) **理 事 会** 当機構の業務に関する重要な事項を審議、決定する機関です。理事会を構成する理事は、会員の代表者の中から選任されるほか、学識経験者等会員以外の各方面から選任されます。
- (3) **内部規律委員会** 当機構における業務運営に係るコンプライアンス、リスク管理および内部監査を効果的かつ効率的に実現するための委員会で、常勤理事で構成されます。

■ **組織図**

職員数：1,975名
 (本部：493名
 地区本部・自賠責損害調査事務所：1,482名)
 2023年4月1日現在



※地区本部、自賠責損害調査事務所については、裏表紙をご覧ください。

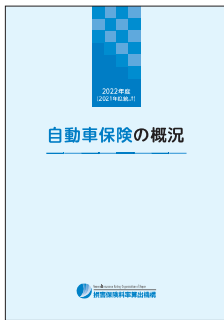
役員

理事長	早川眞一郎 [専修大学法科大学院教授]	理事	田中洋樹 [日本カストディ銀行取締役会長]
副理事長	大鹿行宏 [常勤(元国税庁長官)]	理事	三宅弘恵 [東京大学地震研究所准教授]
専務理事	川口伸吾 [常勤]	理事	坂口正芳 [日本自動車連盟会長(元警察庁長官)]
常務理事	松本 隆 [常勤]	理事	丸山淳一 [読売新聞東京本社編集委員]
常務理事	石原正幸 [常勤]	理事	加藤一誠 [慶應義塾大学商学部教授]
常務理事	中西和博 [常勤]	理事	杉山悦子 [一橋大学大学院法学研究科教授・法学部教授]
理事	山崎和久 [常勤]	理事	新納啓介 [あいおいニッセイ同和損害保険社長]
理事	八島宏平 [常勤]	理事	白川儀一 [損害保険ジャパン社長]
理事	秋山由香 [常勤]	理事	広瀬伸一 [東京海上日動火災保険社長]
理事	新野拓二 [常勤]	理事	船曳真一郎 [三井住友海上火災保険社長]
理事	小山めぐみ [常勤]	理事	石戸谷浩徳 [共栄火災海上保険社長]
理事	久保田政一 [日本経済団体連合会副会長・事務総長]	常任監事	油井朋仁 [常勤]
理事	増井喜一郎 [日本証券経済研究所元理事長(元金融庁総務企画局長)]	監事	加藤義孝 [公認会計士]
理事	石田恵美 [弁護士・公認会計士]	監事	織山 晋 [日新火災海上保険社長]

2023年7月1日現在

刊 行 物

当機構が刊行している主な資料です。
これらはウェブサイト (<https://www.giroj.or.jp/>) からご覧いただけます。



自動車保険の概況



火災保険・地震保険の概況



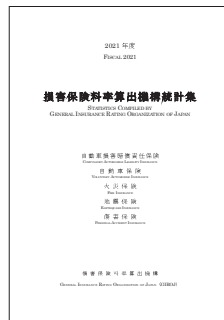
傷害保険の概況



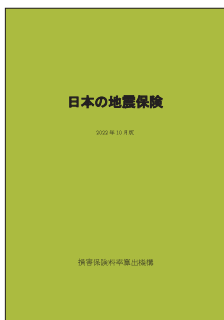
自賠責保険基準料率のあらし



地震保険基準料率のあらし



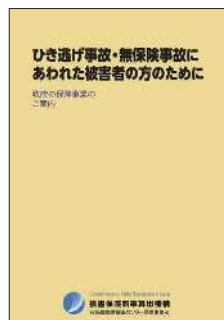
損害保険料率算出機構統計集



日本の地震保険



自賠責保険(共済)損害調査のしくみ



政府の保障事業のご案内

組織案内

- 組織のご案内
- General Insurance Rating Organization of Japan Profile[※]

説明書

- 消火設備のあらし
- EARTHQUAKE INSURANCE IN JAPAN
- Automobile Insurance in Japan
- Automobile Liability Security Act

基準料率表

- 自賠責保険基準料率
- 地震保険基準料率

標準約款

- 自動車保険[※]
- 火災保険[※]
- 地震保険[※]
- 傷害保険[※]

調査・研究書

- 地震保険研究 (No.1~No.37)
- GEM Foundationによる世界の地震リスク評価モデルOpen Quakeの機能と操作方法
- 2007年災害研究フォーラム講演録

※の資料はウェブサイトに掲載しておりませんので総合企画部広報グループまでお問い合わせください。

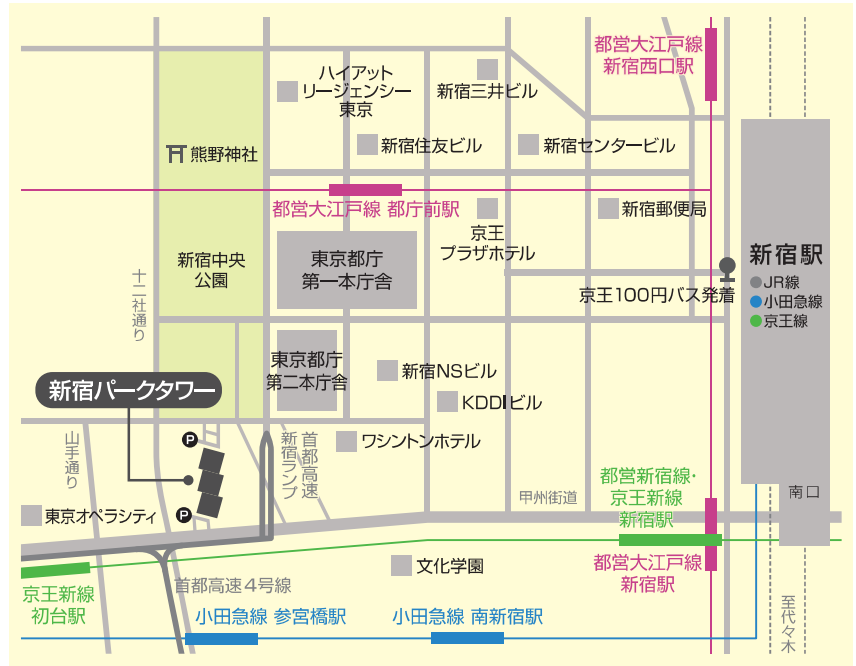
所在地

■本部

〒163-1029
東京都新宿区西新宿三丁目7番1号
新宿パークタワー28階・29階
TEL 03(6758)1300(代表)

●交通機関

JR新宿駅(南口) ……徒歩15分
都営新宿線・京王新線 新宿駅 ……徒歩10分
京王新線 初台駅 ……徒歩 8分
都営大江戸線 都庁前駅 ……徒歩 8分
小田急線 参宮橋駅 ……徒歩10分



自賠責損害調査センター 地区本部・自賠責損害調査事務所 電話番号一覧

北日本本部 022 (706) 2783	関東本部 048 (859) 6925	近畿本部 06 (6455) 0251	九州本部 092 (472) 3005
札幌 011 (709) 1231	さいたま 048 (859) 6927	大阪第一 06 (6455) 0267	福岡第一 092 (472) 3033
旭川 0166 (23) 5261	水戸 029 (225) 1331	大阪第二 06 (6455) 0267	福岡第二 092 (472) 3033
仙台 022 (706) 2784	宇都宮 028 (307) 7331	和歌山 073 (433) 2665	佐賀 0952 (24) 4295
福島 024 (523) 3471	前橋 027 (226) 7771	奈良 0742 (35) 1401	長崎 095 (826) 7396
山形 023 (622) 8824	新潟 025 (242) 2231	大津 077 (522) 6085	熊本 096 (297) 9900
盛岡 019 (652) 3985	長野 026 (224) 3324	京都 075 (343) 0850	大分 097 (534) 0888
青森 017 (776) 4391	甲府 055 (228) 8810	神戸 078 (771) 7210	宮崎 0985 (24) 7921
秋田 018 (823) 6501	中部本部 052 (747) 8031	中四国本部 082 (223) 2202	鹿児島 099 (256) 1323
首都圏本部 03 (3252) 1571	名古屋第一 052 (747) 8040	広島 082 (223) 2101	沖縄 098 (861) 1137
東京第一 03 (3252) 1155	名古屋第二 052 (747) 8040	岡山 086 (225) 2211	
東京第二 03 (3252) 1155	岐阜 058 (255) 0767	山口 083 (922) 2351	
東京第三 03 (6758) 1371	四日市 059 (353) 5571	鳥取 0857 (23) 5161	
横浜第一 045 (320) 1221	静岡 054 (202) 5131	松江 0852 (21) 5093	
横浜第二 045 (320) 1221	金沢 076 (262) 5244	高松 087 (851) 0665	
千葉 043 (375) 5230	富山 076 (432) 1982	徳島 088 (622) 4611	
	福井 0776 (21) 2466	高知 088 (825) 0315	
		松山 089 (945) 5500	

組織のご案内 — 2023年7月現在 —

損害保険料率算出機構 総合企画部広報グループ <https://www.giroj.or.jp/>



「組織のご案内（2023年7月現在）」 補正表

変更による2024年2月現在の最新の内容は以下のとおりです。

頁	箇所	変更・修正内容
6	役員	【役員】 （変更前）理事 白川 儀一（損害保険ジャパン社長） （変更後）削除 [2024年2月1日現在]

以上